

「公益財団法人滋賀食肉公社および株式会社滋賀食肉市場に係る経営健全化方針」の策定について

1. 策定の根拠

平成 30 年 2 月 20 日付総財公第 26 号総務省自治財政局公営企業課長通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」(以下「総務省通知」)に基づき策定する。

(1) 総務省通知の要旨

地方公共団体が出資等を行っている第三セクター等のうち、相当程度の財政的なリスクを有する法人がある場合、地方公共団体は、当該法人の経営健全化のための具体的な対応等を示した方針を平成 30 年度末までに策定し、公表すること。総務省において、策定状況を調査し、その結果を個別団体毎に公表する予定。

(注) 第三セクター等：地方公共団体が出資または出えんを行っている一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人、公益財団法人を含む。）、会社法人ならびに地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社）

(2) 策定する必要がある地方公共団体

地方公共団体が出資等（原則として 25%以上）を行っている法人のうち、次の①から④までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体。

- ①債務超過法人
- ②実質的に債務超過である法人
- ③地方公共団体が多大な財政的リスクを有する法人
- ④その他経営健全化の取組が必要である法人

2. 2 法人を策定の対象とする理由

- ・(株)滋賀食肉市場 …… 1. (2) ①に該当
- ・(公財) 滋賀食肉公社 …… 1. (2) ④に該当 ※

※滋賀食肉センターの運営・経営健全化は、(公財) 滋賀食肉公社と(株) 滋賀食肉市場が一体的に取り組む必要があり、滋賀県行政経営方針(平成 27 年 3 月)においても、(公財) 滋賀食肉公社は、経営状況の改善に向けて県が重点的関与を行う法人と位置づけられていることから、本方針の策定対象とする。

3. 2 法人を対象とする経営健全化方針(案)

(1) 考え方

本県では、「滋賀食肉センター経営研究会」報告(平成 28 年 9 月)の内容を踏まえて、当該法人を含む滋賀食肉センターの経営健全化に向けた取組を開始したところである。このため、現在の取組方針をあらためて整理し、本方針とする。

(2) 内容

別紙のとおり。

(3) 議会への説明と県民への公表

県議会 2 月定例会議中の常任委員会で説明後、県ホームページに掲載する。

(4) 経営健全化の進捗管理

本方針に基づく経営健全化の進捗状況の管理については、滋賀食肉センター経営評価会議において、継続的かつ定期的に把握・評価を行う。